都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域廃止区域図（高柳地区）

① 高柳地区

廃　止　面　積	３２．７ｈａ
廃止する主な理由	「県道さいたま栗橋線」より東側の区域は、埼玉県企業局による産業基盤の整備が計画されており、西側の区域は、既に住宅や店舗等が建ち並んでいるため。

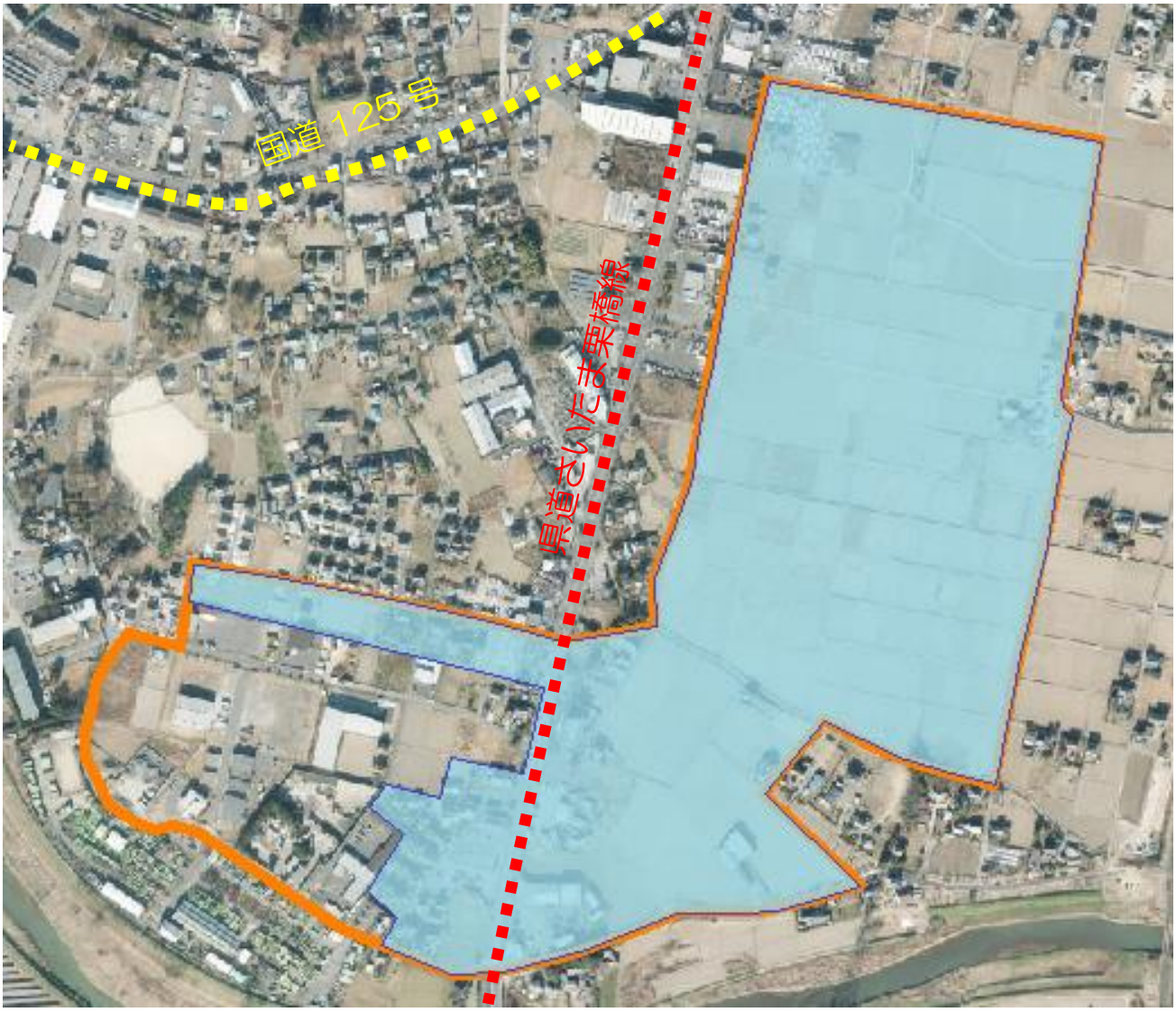

凡例		産業系１２号区域
		廃止区域

都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域廃止区域図（八甫地区）

②八甫地区

廃　止　面　積	２．６ｈａ
廃止する主な理由	「県道さいたま栗橋線」より西側の区域は、産業系の土地利用を図ることが困難な区域の形状となっており、東側の区域は、既に住宅や店舗等が建ち並んでいるため。

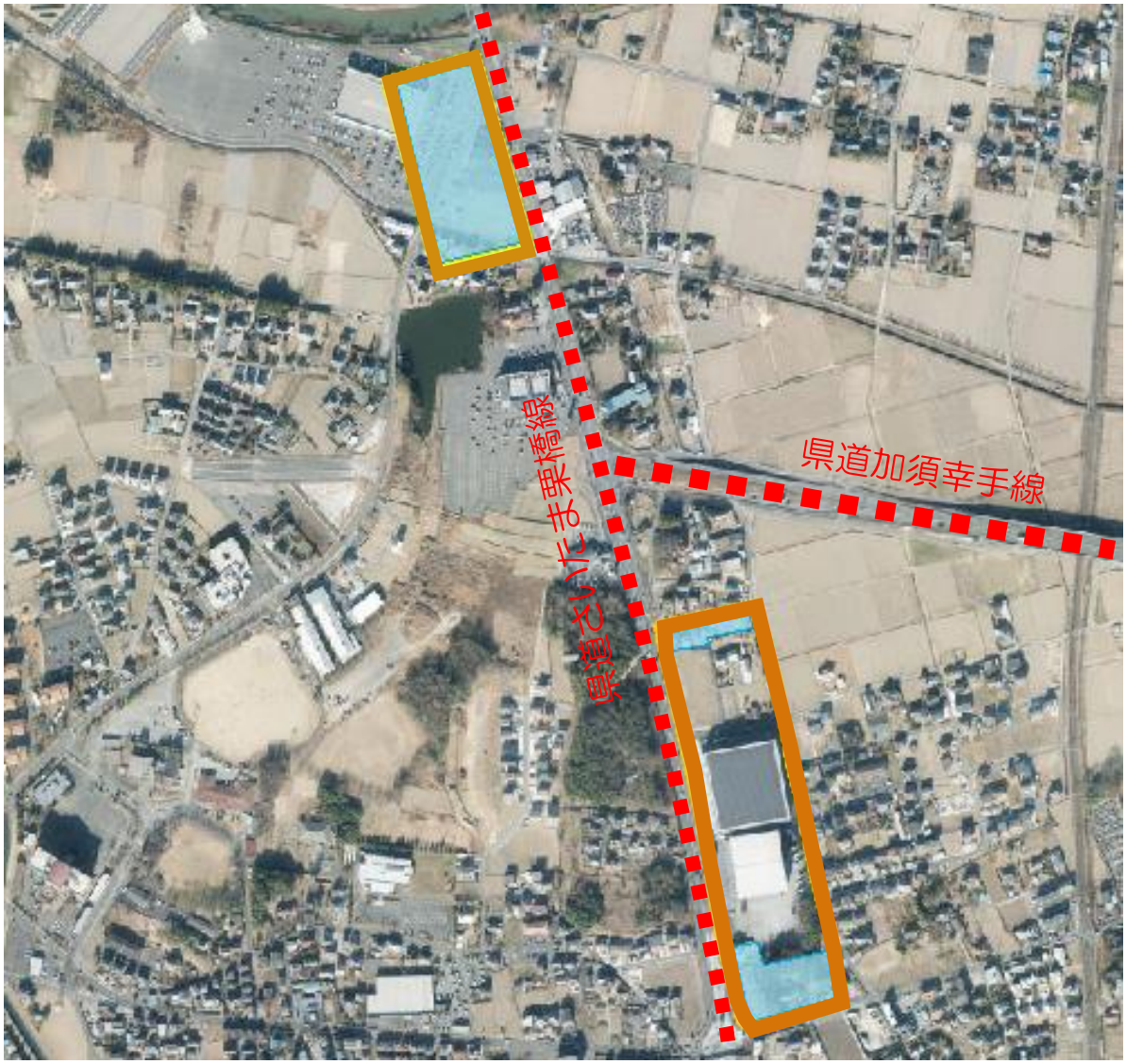

凡例		産業系 12 号区域
		廃止区域

都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域廃止区域図（上川崎地区）

③上川崎地区

廃　止　面　積	９．３ｈａ
廃止する主な理由	市街化調整区域での住宅開発を認める都市計画法第 34 条第 11 号に基づく区域を重複して指定しており、既に多くの土地で住宅が建築されていることから、工場が混在することを防止し、適正な土地利用を誘導するため。

凡例		産業系 12 号区域
		廃止区域